

第3章 前計画の進捗状況と課題

1 前計画の概要

愛知県廃棄物処理計画（平成19年度～23年度）（前計画）では、3Rの取組を一層進めることとし、重点とする減量化目標として、「処理しなければならないごみの一人一日当たりの量」、「排出量に対する再生利用量の割合」、「最終処分量」の3項目について数値目標を掲げた。

また、主な施策として、3Rの促進のほか、ものづくりの県である本県の産業技術の集積を活かし、廃棄物をより付加価値の高い製品とする先導的な循環ビジネスの促進や、最終処分場のひっ迫に対応するため、県内全域を対象とする公共関与の最終処分場の整備を進めることとした。

2 廃棄物の減量化目標の達成状況

（1）減量化の状況

ア 一般廃棄物

県民のごみの減量化や分別・資源化等に対する意識の向上、市町村の容器包装リサイクル法等による分別収集の取組拡大、中間処理後の資源化の取組（路盤材への利用等）などにより、全体としての排出量及び最終処分量は減少傾向にある（図37）。

また、再生利用量については、平成19年度まで増加していたが、その後、全体排出量の減少に伴い減少傾向にある。ただし、再生利用量は全体排出量に左右されるため、量ではなく排出量に対する割合で評価することとし、その状況については（2）で整理した。

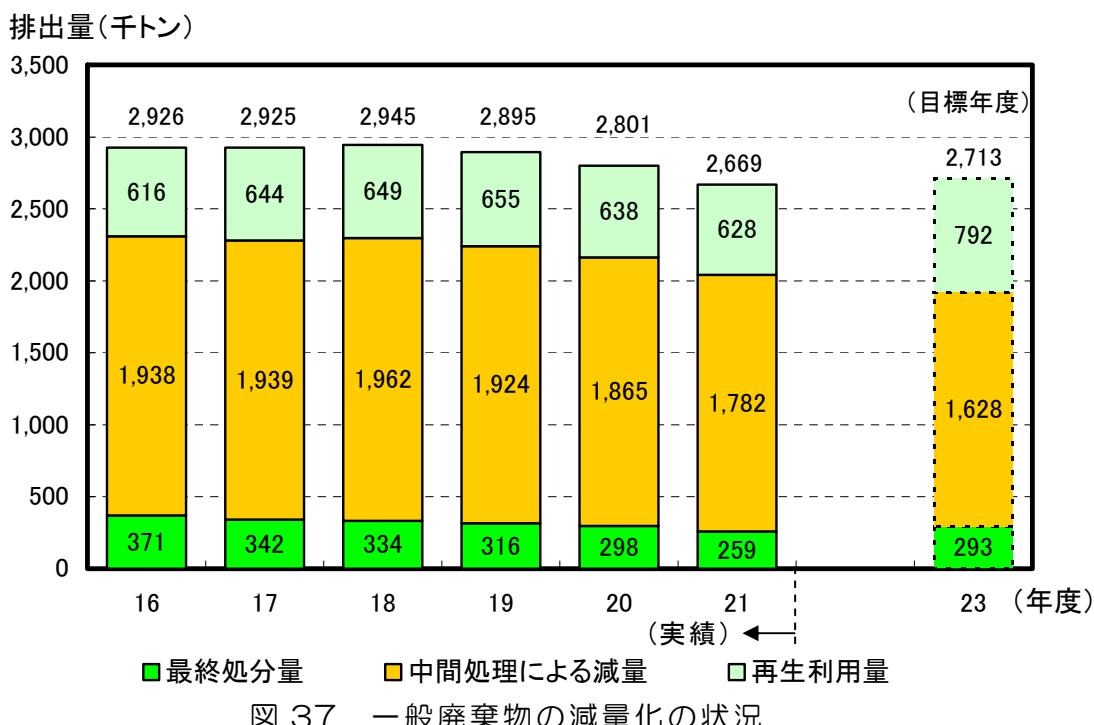


図37 一般廃棄物の減量化の状況

イ 産業廃棄物

全体としての排出量の減量を目指したもの、平成 21 年度を除き増加傾向にある（図 38）。その背景として、本県は昭和 52 年以来 33 年連続で製造品出荷額等が全国 1 位であるなど、ものづくりが盛んな産業県であることが挙げられる。製造品出荷額等は平成 16 年から 19 年にかけて対前年を上回る成長を続けており（p16 図 15）、事業活動に伴う廃棄物排出量の抑制は進んでいない。

しかしながら、最終処分量は全体排出量が増加している中で減量化が進んでおり、リサイクル等の取組が大きく進んでいることがうかがわれる。この要因としては、事業者による自主的な 3R の取組に加え、平成 18 年度から経済的手法として導入した産業廃棄物税による取組促進の効果が考えられる（p38 参照）。

再生利用量については、一般廃棄物と同様、排出量に対する割合で評価することとし、その状況については（2）で整理した。

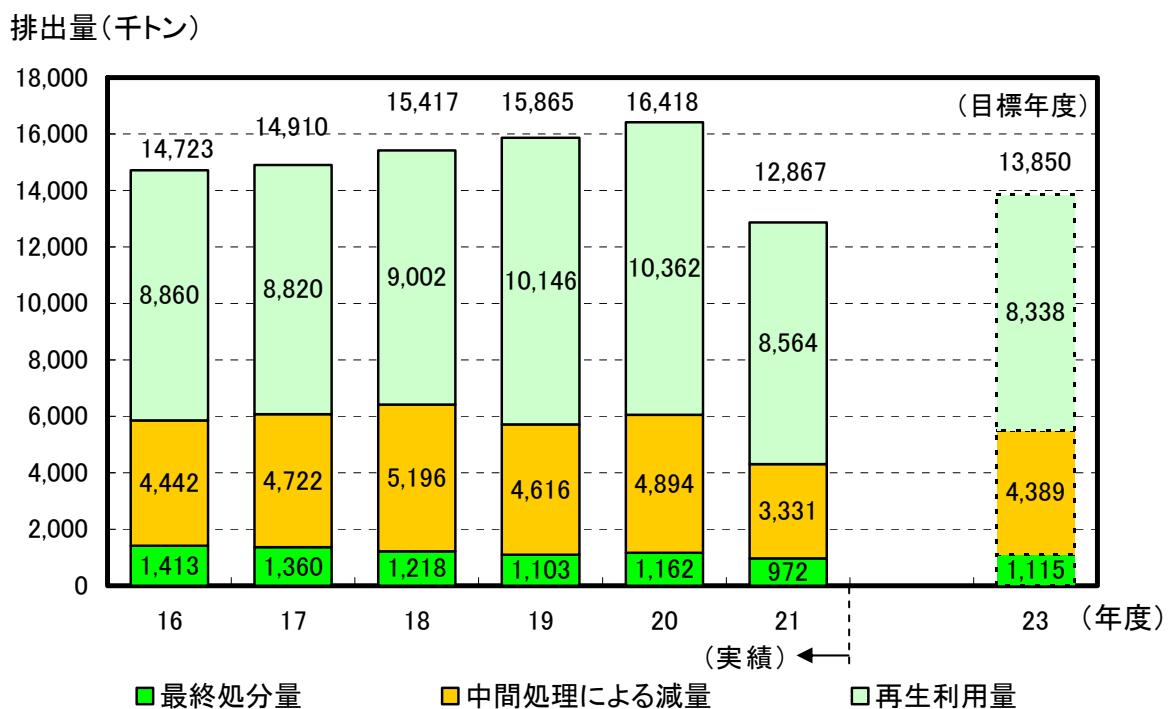


図 38 産業廃棄物の減量化の状況

（2）重点とする減量化目標の達成状況

前計画で掲げた重点とする減量化目標の達成状況は次のとおりである。

なお、排出量等の最新実績は平成 21 年度であるが、世界的な経済状況の悪化により排出量等が大きく減少したため、減量化目標の達成状況は、平成 20 年度実績により評価を行った。

目標：処理しなければならないごみの一人一日当たりの量は、平成 16 年度に対して約 21% 減らし、720g とする。

項目	基準年度(平成 16 年度)の実績値	現状(平成 20 年度)の実績値	平成 23 年度目標値
処理しなければならないごみの一人一日当たりの量	913g	822g (10.0% 減)	720g (約 21% 減)

注：処理しなければならないごみの一人一日当たりの量：一般廃棄物の一年間の総排出量から資源ごみ量及び集団回収量を差し引いて、一人一日当たりに換算したもの。

【目標の達成状況】

平成 20 年度における処理しなければならないごみの一人一日当たりの量は 822g で、平成 16 年度に比べ 10.0% 減少している。これまでの減少傾向が維持されれば平成 23 年度の目標値に近づくことが見込まれる（図 39）。

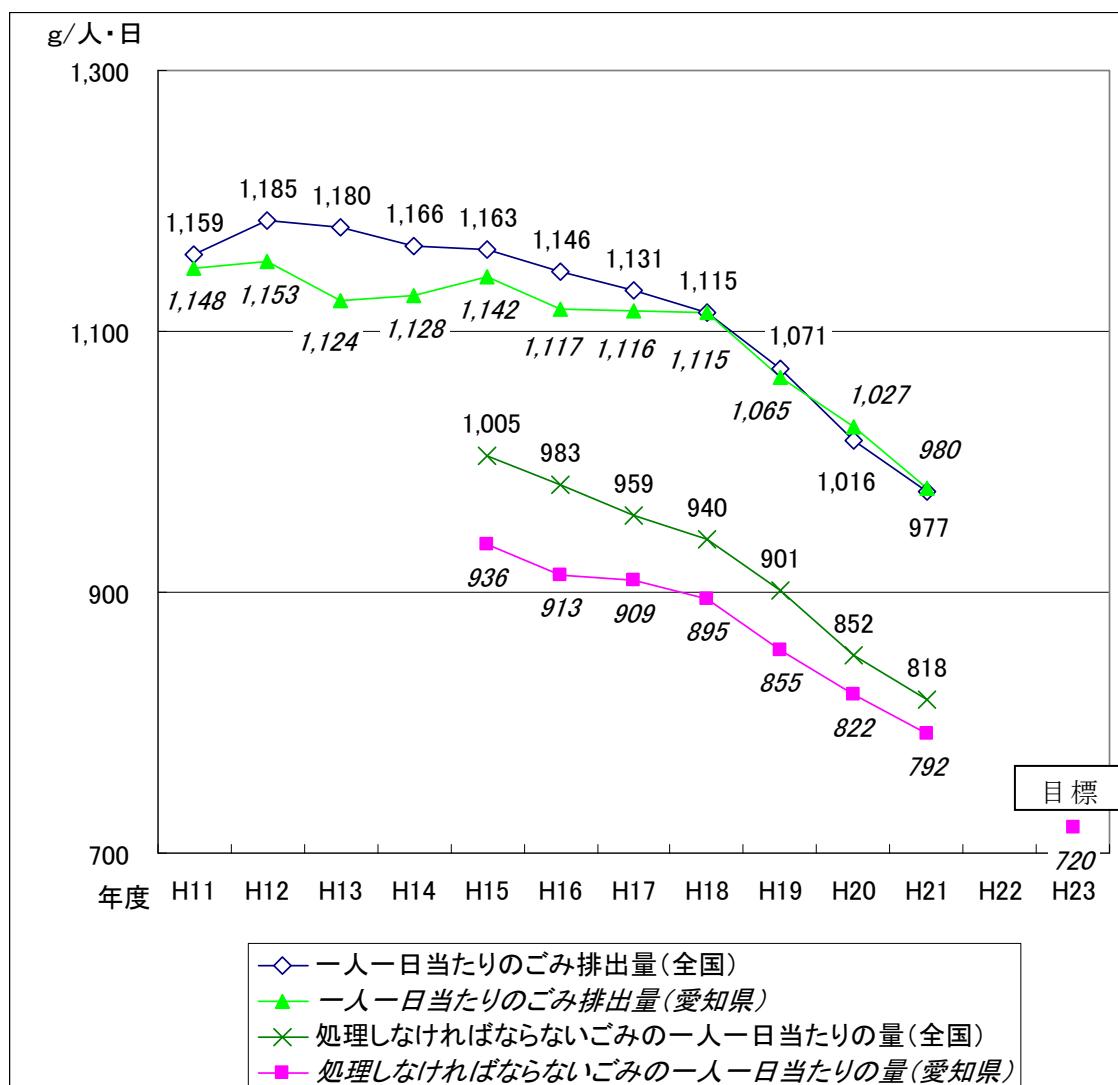


図 39 一人一日当たりのごみ排出量等の経年変化（全国との比較）

目標：排出量に対する再生利用量の割合は、一般廃棄物について約 29%、産業廃棄物について約 60%とする。

項目	基準年度（平成 16 年度）の実績値	現状（平成 20 年度）の実績値	平成 23 年度目標値
排出量に対する再生利用量の割合	一般廃棄物 21.1% $\left(\frac{61\text{万}6\text{千ト}}{292\text{万}6\text{千ト}} \right)$	22.8% $\left(\frac{63\text{万}8\text{千ト}}{280\text{万}1\text{千ト}} \right)$	約 29%
	産業廃棄物 60.2% $\left(\frac{886\text{万ト}}{1,472\text{万}3\text{千ト}} \right)$	63.1% $\left(\frac{1,036\text{万}2\text{千ト}}{1,641\text{万}8\text{千ト}} \right)$	約 60%

【目標の達成状況】

一般廃棄物の平成 20 年度における排出量に対する再生利用量の割合（リサイクル率）は 22.8% と平成 16 年度に対して 1.7 ポイント増加した。経年に上昇傾向にあるものの、目標値の 29% とはまだ開きがあり、現状での伸びからは目標達成は困難と見込まれる（図 40）。

図 8 (p11) でも示されるように、本県では、平成 10 年代前半にリサイクル率が大きく伸びているが、これは、容器包装リサイクル法（平成 9 年 4 月一部施行）や家電リサイクル法（平成 13 年 4 月施行）に基づく取組が浸透していくことや、特に人口規模の大きい名古屋市において「ごみ非常事態宣言（平成 11 年 2 月）」以降にごみ減量化・資源化の取組が大きく進展したことが背景にあると考えられる。この伸びを背景に高い目標を掲げたが、こうした大幅な伸びを継続することは難しく、ごみの分別・資源化等の取組は広く浸透したものの、リサイクル率の伸びは鈍化傾向を示し、目標の達成が困難となっていると考えられる。

また、産業廃棄物の排出量に対する再生利用量の割合は基準年度において高い水準（60.2%）にあり、その水準を維持するとの目標を掲げた。年度により 60% をやや下回ることもあったが、平成 20 年度は 63.1% であるなど概ね 60% を超える水準で推移しており、目標達成が見込まれる（p24 図 28）。

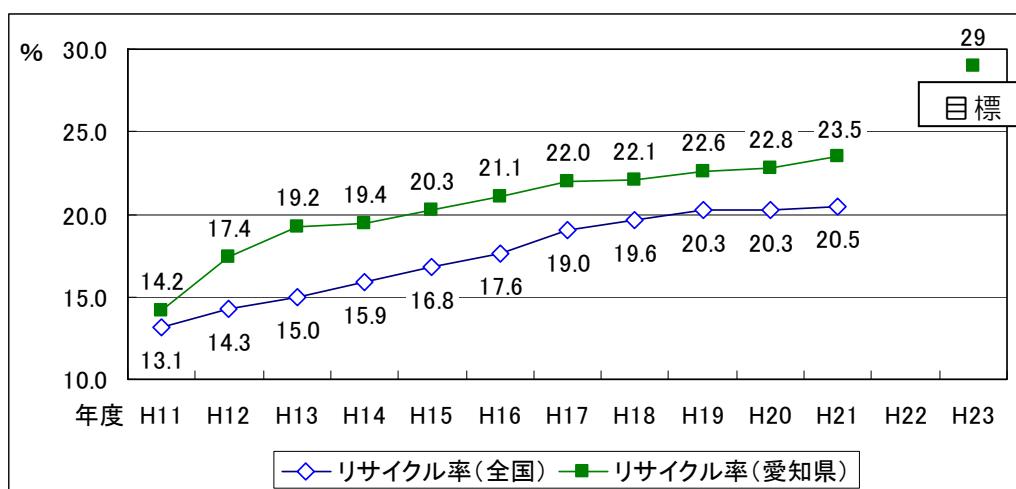


図 40 一般廃棄物のリサイクル率の経年変化（全国との比較）

目標：最終処分量について、平成 16 年度に対して一般廃棄物は約 21%、産業廃棄物は約 21%削減する。

項目		基準年度（平成 16 年度）の実績値	現状（平成 20 年度）の実績値	平成 23 年度目標値
最終処分量	一般廃棄物	37万1千トン	29万8千トン (19.7%減)	29万3千トン (約 21%減)
	産業廃棄物	141万3千トン	116万2千トン (17.8%減)	111万5千トン (約 21%減)

【目標の達成状況】

平成 20 年度における一般廃棄物の最終処分量は 29 万 8 千トンであり、平成 16 年度に比べ 19.7% 減少している。一般廃棄物の最終処分量は経年的に減少傾向にあり (p12 図 10)、概ね目標の達成が見込まれる。

また、産業廃棄物の平成 20 年度の最終処分量は 116 万 2 千トンであり、平成 16 年度に比べ 17.8% 減少している。平成 20 年度の最終処分量はその前年度よりもやや増加したが、経年的な傾向としては減少傾向にあり (p25 図 29)、概ね目標の達成が見込まれる。

3 取組の成果と課題

(1) 3R の促進

ア 主な取組内容

循環型社会の実現に向けて、県民、事業者、市町村等と協力、連携し、自主的な発生抑制や循環的な利用の促進を図るため、次のような施策を行ってきた。

＜一般廃棄物関係＞

- ・「ごみ減量、3R 促進」リーフレットによる啓発
- ・ごみゼロ社会推進あいち県民大会の開催
- ・ごみゼロ社会推進あいち県民会議のごみ減量部会等の開催
- ・レジ袋削減取組店制度の推進
- ・容器包装リサイクル法に基づく愛知県分別収集促進計画の策定（平成 22 年 9 月第 6 期計画）及び推進

＜産業廃棄物関係＞

- ・多量排出事業者を始めとする事業者に対する廃棄物減量化・資源化の取組の指導
- ・産業廃棄物税導入による最終処分量の低減、廃棄物の資源化等の促進
- ・建設リサイクルに係る建設工事現場の県内一斉パトロールの実施
- ・講習会の開催やホームページによる減量化、適正処理等の情報提供

主な取組の実績・効果

- ・廃棄物の減量化・資源化等の進展（詳細は「2 廃棄物の減量化目標の達成状況」のとおり）
- ・ごみ分別数の増加
平均 18.8 分別（平成 19 年度）→19.7 分別（平成 22 年度）
- ・レジ袋有料化の取組（県内では平成 19 年度に名古屋市緑区で初めて実施）
実施市町村割合 82.5%（平成 22 年度）
マイバッグ持参・レジ袋辞退の取組割合（県政世論調査結果）
33.9%（平成 17 年度）→ 81.5%（平成 22 年度）
- ・産業廃棄物税導入による 3R の取組促進

産業活動の動向を示す製造品出荷額等と産業廃棄物の排出量等の推移を、計画の基準年である平成 16 年度を 100 として指数化して比較した（図 41）。その結果、排出量は製造品出荷額等の伸びに対して抑制の傾向が見られ、また、産業廃棄物税を導入した平成 18 年度以降、横ばいで推移していた再生利用量は大きく伸び、最終処分量は製造品出荷額等が伸びる中で引き続き減少傾向で推移しており、3R 促進の効果が認められた（「愛知県産業廃棄物税検討会議報告書（平成 22 年 8 月）」<http://www.pref.aichi.jp/0000037392.html> 参照）。

なお、平成 21 年度は世界的な経済状況の落ち込みの影響を受け、製造品出荷額等は前年度を大きく下回るなど特異的な状況であったが、その中で再生利用量の減少の程度が緩やかであるなど、引き続き 3R の取組が確認された。

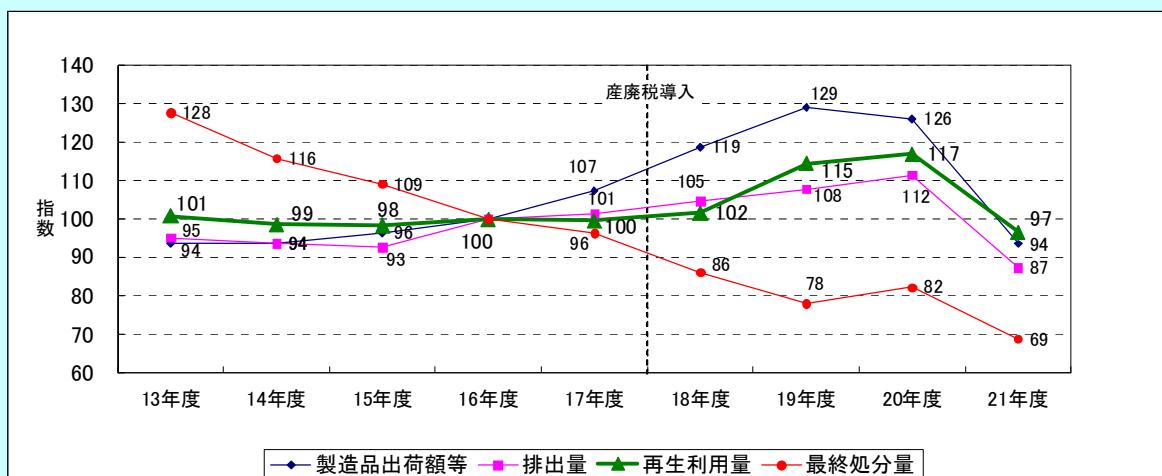


図 41 排出量・再生利用量・最終処分量・製造品出荷額等の関係（16 年度=100）

また、産業廃棄物税を活用した取組として、循環ビジネス創出会議の開催や先導的なりサイクル施設への補助など、循環ビジネスの促進に関する事業を行った。また、その他にも監視パトロールの実施等の適正処理の推進や最終処分場の設置促進に関する事業を行った。

産業廃棄物税の収税 29.6 億円（平成 18 年度～22 年度）

産業廃棄物税充当事業費 21.7 億円（平成 18 年度～22 年度）

イ 課題

廃棄物に係る諸問題を解決するためには、廃棄物の発生を極力減らし、資源化を推進することが重要である。今後も引き続き3Rの取組を着実に進め、処理しなければならないごみの一人一日当たりの量や一般廃棄物・産業廃棄物の最終処分量を減少させ、環境への負荷ができる限り低減された循環型社会の形成を目指していく必要がある。

一般廃棄物について、減量化・資源化をさらに進めていくためには、3Rの取組をより一層浸透・定着させるとともに、家庭ごみ処理の有料化の手法（ごみ指定袋を媒体として手数料を徴収する方法等）の検討や、国レベルでの小型家電のリサイクル制度の整備などの対応が有効と考えられる。ごみ処理の有料化の導入検討に当たっては、ごみ処理に係るコスト（施設建設費、維持管理費等）に関する情報提供を行い、県民一人ひとりのコスト意識を高めることが重要である。

また、携帯電話やデジタルカメラ、ゲーム機などの小型家電にはレアメタル（希少金属）を含む有用金属が使われており、そのリサイクルの必要性が高まっている。ただし、リサイクルするには広範囲から小型家電を回収する必要があることから、小型家電のリサイクルは全国的な課題となっている。

- ・ 家庭ごみ処理有料化を実施している市町村の割合（平成21年度）
愛知県：33.3% 全国平均：59.0%

また、産業廃棄物については、再生利用の取組や最終処分量の減量化が進んでいる一方で、排出量は増加傾向であるため（平成21年度を除く。）、発生抑制をより進める必要がある。

（2）循環ビジネスの促進

ア 主な取組内容

ものづくり県である本県の産業技術の集積を活かし、廃棄物をより付加価値の高い製品とする先導的な循環ビジネスの促進を図るために、次のような施策を行ってきた。

- ・循環ビジネス創出コーディネーターによる相談や技術指導
- ・循環ビジネス創出会議の開催
- ・先導的なリサイクル施設への補助
- ・愛知環境賞の実施
- ・あいち環境塾による人材の育成

主な取組の実績・効果

- ・あいちエコタウンプランへの位置付け 21 件（平成 16 年度～22 年度）
- ・あいちゼロエミッション・コミュニティ構想の具体化
検討含め 4 件（平成 19 年度～22 年度）
- ・愛知環境賞 表彰件数 83 件(応募件数 312 件)(平成 16 年度～22 年度)
- ・あいち環境塾による循環型社会を担うリーダーの育成
卒塾生 84 名（平成 20 年度～22 年度）

イ 課題

ものづくり県として、廃棄物から、より付加価値の高い製品を、より環境負荷の低い工程によって生産する先導的な循環ビジネスの発掘・創出及びその普及拡大を今後さらに図っていく必要がある。

畜産バイオマス、食品廃棄物を始めとする未利用資源の活用等、循環ビジネスの分野は今後さらに発掘・創出できる潜在性があると考えられ、一層の促進が必要である。

（3）適正処理と監視指導の徹底

ア 主な取組内容

不適正な処理を防止し、安全で安心できる廃棄物処理を確保するため、廃棄物処理法の厳正な運用を図るとともに、不適正処理を許さない地域づくりを目指し、次のような施策を行ってきた。

- ・事業所への立入検査、各種報告書提出時における指導
- ・再生品製造事業者への立入検査や再生品の環境安全性に係る分析検査
- ・各県民事務所等に不法投棄等監視特別機動班及び廃棄物監視指導業務嘱託員（警察官経験者）の配備
- ・民間警備会社による平日夜間及び休日の監視パトロール
- ・連絡会議等による関係機関との連携

主な取組の実績・効果

- ・6 月、11 月の強化月間における立入指導
立入指導 907 件、文書指導 64 件（平成 22 年度）
- ・再生品の環境安全性に係る分析検査 110 件（平成 22 年度）
- ・民間警備会社による平日夜間及び休日の監視パトロール
延べ 612 回（平成 22 年度）
- ・苦情件数の減少 335 件（平成 16 年度）→194 件（平成 22 年度）

イ 課題

不適正処理に対する苦情件数は減少しているものの、依然として一部の心ない排出事業者や処理業者等による不法投棄等が行われ、不適正処理の撲滅には至っていない。県民の信頼が得られるよう適正処理に係る指導の徹底や

優良事業者の育成を図っていく必要がある。

また、不適正処理の未然防止や早期是正を図るため、監視・指導を引き続き行っていく必要がある。

(4) 廃棄物処理施設の整備の促進

ア 主な取組内容

名古屋港南 5 区廃棄物最終処分場（知多市新舞子地先）の埋立終了等の背景を受け、新たな広域的な最終処分場を整備するなど、廃棄物を適正に処理するための施設の整備の促進を図るため、次のような施策を行ってきた。

- ・市町村の一般廃棄物処理施設整備への支援
- ・第 2 次愛知県ごみ焼却処理広域化計画の策定（平成 21 年 3 月）及び推進
- ・衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場（知多郡武豊町地先）の整備

主な取組の実績・効果

- ・ごみ焼却処理広域化計画の推進

県内 13 ブロックのうち 3 ブロックで広域ごみ焼却施設が完成。4 ブロックで広域化実施計画策定。

- ・衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場の供用開始（平成 22 年度）

この処分場は、県内で発生し最終処分される廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）の半分を受け入れたとして、10 年以上受入可能な規模であり、民間事業者や市町村等の最終処分場と合わせ、当面、安定的な受入体制が確保された。

イ 課題

市町村等が設置する焼却施設等の廃棄物処理施設に関しては、厳しい財政状況の中、コスト縮減を図りつつ循環型社会の形成に資するものとすることが求められており、そのため、施設の計画的かつ効率的な更新を推進し、施設の長寿命化を検討していくことが必要である。

最終処分場に関しては、県民、事業者等の 3R の取組等により、一般廃棄物・産業廃棄物ともに最終処分量は減少傾向にあり、引き続き削減に努めていく必要があるものの、廃棄物の減量化・資源化を進めても最終処分量をゼロにすることはできない。県民の生活や産業活動を支える上で、最終処分場は必要な施設であるが、民間事業者のみによる最終処分場の確保が困難な状況は続くと考えられるなど、最終処分場の確保は今後とも大きな課題である。

(5) 情報の収集提供、環境学習等の推進

ア 主な取組内容

循環型社会の形成や3Rの推進のため、廃棄物に関する情報を広く県民等に提供するとともに、学校や家庭、地域における環境学習、普及啓発を推進するため、次のような施策を行ってきた。

- ・あいち資源循環情報システムの運営
- ・資源循環学習ゲームのチラシを小学4年生に配布

主な取組の実績・効果

- ・あいち資源循環情報システムの活用 アクセス件数 1,000件/月
- ・資源循環学習ゲームによる子どもたちへの啓発 アクセス件数 3,000件/月

イ 課題

循環型社会の形成や廃棄物処理に対する理解、協力が得られるよう、廃棄物の資源化や処理に関する情報収集及び情報提供していく必要がある。

また、県民及び事業者の幅広い自主的な取組を促進するため、環境学習及び広報活動等により意識の高揚を図ることが必要である。

(6) 新たな検討課題

○地球温暖化対策への配慮

一般廃棄物の焼却施設では、回収した熱の温水等への利用が広く行われているほか、回収熱を利用した発電（ごみ発電）の取組が進められている（表13及び図42）。

また、廃棄物系バイオマスの利活用については、比較的品質が均一で、まとまった量が排出される産業廃棄物を中心に、木くずの製紙への原料化や食品廃棄物の飼料化、肥料化などの取組が進められているほか、一般廃棄物についても、食品廃棄物の堆肥化や剪定枝のチップ化、堆肥化といった利活用が一部の市町村で取り組まれている。

このような取組は、資源循環に係る有効な手段であるとともに、温室効果ガスの排出削減にも寄与するものであり、地球温暖化問題が重要な課題であることを踏まえ、さらなる取組が求められる。

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21
施 設 数	19	18	18	19	20	21
発 電 能 力 (kW)	107,950	103,000	103,000	109,800	118,800	125,219
年 総 発 電 量 (MWh)	442,633	454,021	457,480	482,507	450,044	472,937

表13 ごみ発電施設の推移

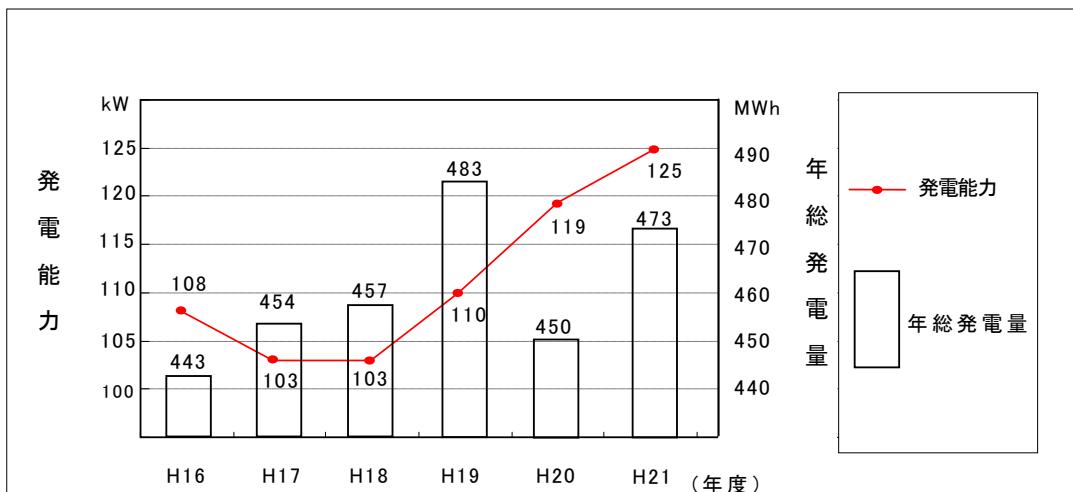


図42 ごみ発電能力及び年総発電量の状況

○海岸漂着物への対応

海岸に漂着したごみ等が景観や環境保全に大きな影響を及ぼしていることから、平成21年に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法）」が制定された。本県は伊勢湾から三河湾、遠州灘に至る長い海岸線を有しており、関係者と連携して海岸漂着物対策を推進し、良好な景観及び環境の保全を図っていく必要がある。

○大規模災害時への対応

大規模な地震等の災害時には、大量のがれき等の廃棄物が発生することから、廃棄物処理の広域的な連携体制やがれき等を一時保管するための災害廃棄物用ストックヤードの確保など、災害時に備えた体制作りを進める必要がある。

また、他県との連携を含め広域的な協力体制作りを進める必要がある。